

令和6年度 公文書開示（4月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
1	R6. 4. 4	R6. 4. 8	令和 6 年度 隅田川特別清掃実施予定表	1	1														建設局 第五建設事務所 管理課
2	R6. 3. 27	R6. 4. 9	街路樹台風等被害規模報告書 （令和元年10月15日）	3	1														建設局 第一建設事務所 補修課
3	R6. 4. 2	R6. 4. 10	施工体系図 （道路施設整備工事（4 北南の 8）擁壁補修）	※	1														建設局 北多摩南部建設事 務所 補修課
4	R6. 4. 2	R6. 4. 11	施工体系図 ・街路築造工事のうち電線共同溝設置工事（4 南西-日野 3・4・3 [三沢 1 期]） ・平山六丁目地区急傾斜地崩壊防止工事 （個人情報を除く）	※	1														建設局 南多摩西部建設事 務所 工事課
5	R6. 4. 4	R6. 4. 11	城北中央公園調節池（一期）工事その 2 ・工事設計書 ・数量計算書 ・工程表・工程算定根拠 ・見積整理表 ・登録単価一覧表 ・特別調査の結果報告書（平成30年 4 月16日）	※		1					1				1			（第 7 条第 2 号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することのできる情報であるため。 （第 7 条第 6 号） ・今後当局が行う同種の見積において、見積業者の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。 ・見積業者から提供された単価等について、公にすることによりその信頼を不当に損ない、今後の情報提供が躊躇され、業務における必要な協力が得られなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 第四建設事務所 工事第二課
6	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （上野恩賜公園野外ステージ屋根等改修工事）	※	1														建設局 東部公園緑地事務 所 管理課

令和6年度 公文書開示（4月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
7	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （上野動物園スタッフ事務所新築工 事）	※	1															建設局 東部公園緑地事務 所 工事課
8	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （葛西臨海公園鳥類園ウォッチングセ ンター改修工事）	※	1															建設局 東部公園緑地事務 所 工事課
9	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （旧古庭園洋館外壁修理工事）	※	1															建設局 東部公園緑地事務 所 工事課
10	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （旧岩崎邸庭園管理所倉庫新築等工 事）	※	1															建設局 東部公園緑地事務 所 工事課
11	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （上野動物園動物展示施設改修工事）	※	1															建設局 東部公園緑地事務 所 工事課
12	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （多摩動物公園旧キリン舎解体工事）	※	1															建設局 東部公園緑地事務 所 工事課
13	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （駒沢オリンピック公園公園橋補修工 事）	※	1															建設局 東部公園緑地事務 所 工事課
14	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （上野動物園アジアゾウ放飼場改修工 事）	※	1															建設局 東部公園緑地事務 所 工事課
15	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （旧岩崎邸庭園管理所新築昇降設備工 事）	※	1															建設局 東部公園緑地事務 所 工事課
16	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （東綾瀬公園テニスコート改修工事）	※	1															建設局 東部公園緑地事務 所 工事課

令和6年度 公文書開示（4月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
17	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （猿江恩賜公園バリアフリー整備工 事）	※	1															建設局 東部公園緑地事務 所 工事課
18	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （多摩動物公園（七生公園）園地整備 工事）	※	1															建設局 東部公園緑地事務 所 工事課
19	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （猿江恩賜公園生物多様性保全整備工 事）	※	1															建設局 東部公園緑地事務 所 事業推進課
20	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （上野恩賜公園園路等改修工事）	※	1															建設局 東部公園緑地事務 所 事業推進課
21	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （多摩動物公園空調設備改修工事）	※	1															建設局 東部公園緑地事務 所 工事課
22	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （舎人公園陸上競技場改修工事）	※	1															建設局 東部公園緑地事務 所 工事課
23	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （木場公園遊具広場改修工事）	※	1															建設局 東部公園緑地事務 所 工事課
24	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （井の頭恩賜公園ボート施設改修工 事） 施工体系図 （多摩霊園園路改修工事（4）） 施工体系図 （府中の森公園施設改修工事（その 1）） 施工体系図 （滝山公園法面改修工事（5））	※	1															建設局 西部公園緑地事務 所 工事課

令和6年度 公文書開示（4月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
25	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （野川公園テニスコート改修工事） 施工体系図 （小金井公園視覚障害者誘導施設改修 工事（4）） 施工体系図 （六仙公園園地整備工事（4-1）） 施工体系図 （六仙公園園地整備工事（4-2））	※	1														建設局 西部公園緑地事務 所 工事課
26	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （狭山公園樹林地整備工事（4）） 施工体系図 （多磨霊園集合墓地整備工事（5）） 施工体系図 （小山田緑地木道改修工事（4）） 施工体系図 （野山北・六道山公園案内板改修工事 （5））	※	1														建設局 西部公園緑地事務 所 工事課
27	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （野川公園自然観察園木道改修工事 （5）） 施工体系図 （平山城址公園生物多様性保全整備工 事） 施工体系図 （神代植物公園栽培温室改築工事（小 笠原・熱帯花木栽培温室））	※	1														建設局 西部公園緑地事務 所 工事課

令和6年度 公文書開示（4月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
28	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （八王子霊園園路改修工事（4）） 施工体系図 （滝山公園法面改修工事（4）その 2） 施工体系図 （神代植物会館屋上防水改修工事） 施工体系図 （府中の森公園施設改修工事（その 2））	※	1														建設局 西部公園緑地事務 所 工事課
29	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （小山西公園樹林地整備工事 （4）） 施工体系図 （小金井公園外周柵改修工事（5）） 施工体系図 （野山北・六道山公園案内板改修工事 （4）） 施工体系図 （東村山中央公園生物多様性保全整備 工事）	※	1														建設局 西部公園緑地事務 所 工事課
30	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （陵南公園施設改修整備工事（5）） 施工体系図 （神代植物公園園地整備工事（4））	※	1														建設局 西部公園緑地事務 所 工事課
31	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 （長沼公園法面改修工事（5）） 施工体系図 （小平霊園排水施設及び園路整備工事 （4）） 施工体系図 （東伏見公園整備工事） 施工体系図 （多磨霊園施設改良工事（5））	※	1														建設局 西部公園緑地事務 所 工事課

令和6年度 公文書開示（4月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
32	R6. 4. 2	R6. 4. 12	施工体系図 (街路築造工事のうち擁壁設置工事 (4 南西-八王子 3・4・28[石川 I 期]))	※	1														建設局 道路建設部 街路課
33	R6. 4. 2	R6. 4. 15	施工体系図 (井の頭恩賜公園競技場改修その他工 事) 施工体系図 (井の頭恩賜公園池周辺施設改修工 事) 施工体系図 (小平公園管理所改修工事) 施工体系図 (六仙公園管理棟新築工事)	※	1														建設局 西部公園緑地事務 所 工事課
34	R6. 4. 2	R6. 4. 15	施工体系図 (街路築造工事のうちエレベーター設 置工事 (4 二環 5 の 1 千駄ヶ谷))	※	1														建設局 第二建設事務所 工事第一課
35	R6. 4. 2	R6. 4. 15	施工体系図 (日野橋切廻し道路工事)	※	1														建設局 道路建設部 道路橋梁課
36	R6. 4. 2	R6. 4. 15	施工体系図 ((令和 4 年度) 河川監視カメラ改修 工事、(令和 5 年度) 河川監視カメラ 改修工事、河川監視カメラ設置工事 (その 4-2)、河川監視カメラ設置 工事 (その 4-1))	※	1														建設局 河川部 防災課
37	R6. 4. 2	R6. 4. 15	施工体系図 (長沼公園法面改修工事 (5) (その 2)、府中の森公園施設改修工事 (そ の 4)、高井戸公園南地区西側園地整 備工事)	※	1														建設局 公園緑地部 公園建設課

令和6年度 公文書開示（4月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（4月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（4月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
50	R6. 4. 18	R6. 4. 26	道路排水施設管路内調査委託（5六の1）（単価契約）その2 （1）設計概括書、（2）内訳書、 （3）代価明細表、（4）特記仕様書、（5）案内図	※	1										1				（第7条第6号） 今後当局が行う類似委託の発注案件において予定価格が類推されることとなり、公正な入札等の遂行に支障を来すおそれがあるため。	建設局 第六建設事務所 補修課
51	R6. 3. 27	R6. 4. 30	東京都市計画事業環状第7号線用地として、昭和45年7月11日に〇〇が締結した「土地売渡証」にかかる印鑑証明実印 土地の所在：〇〇					1											当該文書は、実施機関では保有しておらず、存在しないため。	建設局 第五建設事務所 用地課
52	R6. 3. 27	R6. 4. 30	土地売渡証（昭和45年7月11日付け） 東京土地計画事業環状第7号線用地 土地の所在：〇〇	1	1							1							（第7条第4号） 契約者の印影は、公にすることにより偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため。	建設局 第五建設事務所 用地課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
＜公文書の枚数＞
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。